

平成 21 年 1 月 6 日(火)

「子育て支援制度」の創設について

～子育てを支援するための当社の取り組みについて～

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)は、CSRの一環として、岡山県が取り組む「おかやま子育て応援宣言企業登録制度」に登録するなど、地域金融機関として、少子高齢化問題に積極的に取り組んでおりますが、その具体的な取り組みとして、下記のとおり、仕事と育児の両立を支援するため、新たに「子育て支援制度」を創設することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 概要

- (1)子の生後 8 週間以内に育児休業を取得する場合、最大 5 日間を有給とします。
- (2)半日単位で複数回の分割取得も可能です。
- (3)配偶者が専業主婦の場合でも本制度の利用が可能です。

これらにより、男性社員が、より積極的に育児参加し、ワークライフバランスが促進されることが期待できます。

2. 実施日

平成 21 年 1 月 1 日(木)

3. 子育て支援に向けたその他の取り組み

当社では、少子高齢化問題への取り組みとして以下の取り組みを実施しております。

(1)個人のお客さま向け

【住宅ローンの金利優遇】

扶養する子どもが 3 人以上のお客さまを対象に、住宅ローンの金利を最大 1.4% 優遇いたします。

【「ももっこカード」保有者向け各種金利優遇】

おかやま子育て応援カード「ももっこカード」をおもちのお客さまを対象に、定期預金、消費者ローンの金利を優遇させていただいております。

(2)法人のお客さま向け

【トマト・おかやま子育て応援宣言企業ローン】

「おかやま子育て応援宣言企業登録制度」登録企業を対象に、貸出金利を 0.2% 優遇させていただいております。

(3)当社社員向け

【育児・介護のための短時間勤務制度】

当社社員の仕事と育児・介護の両立をサポートするため「短時間勤務制度」(※)を創設しています。

※ 短時間勤務制度 : 1 日の所定労働時間を 6 時間とし、終業時刻が午後 5 時を超えない範囲で勤務時間を自由に設定できる制度です。

以上

本件に関するお問い合わせ先 人事総務部 難波 TEL 086-221-1099
--